

ウェル森永 デイサービス和 高齢者虐待防止に関する指針

1. 基本理念

「高齢者に対する虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」(2006/4月施行)を遵守し、その精神の基本である《尊厳の保持》をするため、いかなる時も虐待を行ってはならない。

高齢者虐待防止の為の取り組みは人権を守る為の取り組みであると理解し、その前段階に存在すると思われる「不適切なケア」を行わないように、学び、理解を深め、自覚し、利用者の人権を尊重する『適切なケア』が提供できる環境を整える事を基本理念とし、この指針を定める。

1. 身体的虐待：身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
2. 支援・世話の放棄・放任：衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など養護を著しく怠ること。
3. 心理的虐待：著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4. 性的虐待：わいせつな行動をすること又はわいせつな行為をさせること。
5. 経済的虐待：財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- 1 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は事業所の施設長とし、支援員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。
- 2 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業又は、法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。
- 3 会議の実施にあたっては、オンラインシステムを用いる場合があります。
- 4 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集します。
- 5 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通知が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- 1 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- 2 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ①虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ②虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ③早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ④発生した場合の改善策
- 3 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- 1 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何に問わず、厳正に対処します。
- 2 緊急性の高い事案の場合には、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- 1 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- 2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 3 事実確認の結果、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市区町村の窓口当外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発防止策を併せて市区町村に報告します。
- 7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する指針

虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

附則

この指針は、2023年4月1日より施行する。

委員会の構成と役割

虐待防止検討委員会の責任者	施設長
虐待防止対策の担当者	相談員
各担当職員チェックリスト、ヒヤリハット事例の報告・分析	施設長
第三者、専門家	必要に応じて法人役員、協力医療機関の医師、地域包括支援センター或いは行政の担当者